



クレーン等の設置並びに取り扱いに関する関係法規一覧表

項目	種類別	クレーン		移動式クレーン		エレベーター		建設用リフト		参考事項
		吊上荷重		吊上荷重		積載荷重		ガイドレール高さ		
		3t以上	3t以上	3t未満	3t以上	1t以上	1t未満	19m以上	19m未満	
設置届		第5条				第140条		第174条		クレーン設置届(様式第2号)エレベータ設置届(様式第26号)建設用リフト設置届(様式第30号)は所轄労働基準監督署長に提出
設置報告書		第11条		第61条 移動式クレーン 明確な移動式 クレーン検査証 を提出		第145条		第179条		クレーン設置報告書 移動式クレーン設置報告書(様式第9号)エレベータ設置報告書 建設用リフト設置報告書(様式第33号)は所轄労働基準監督署長に提出
落成検査		第6条				第141条		第175条		クレーン落成検査申請書 エレベータ落成検査申請書 建設用リフト落成検査申請書(様式第4号)は所轄労働基準監督署長に提出
変更届		クレーン・タジ ズ原動機、プ レーキ等変更の とき 第44条		シブ 原動機 プ レーキ等変更の とき 第85条		搬器、原動機 ブレーキ等 変更のとき 第85条		ガイドレ ール、搬器、原 動機等変更 のとき 第197条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト 変更届(様式第12号)は所轄労働基準監督署長に提出
変更検査		一部につい て必要 第45条		一部につい て必要 第86条		一部につい て必要 第164条		一部につい て必要 第198条		クレーン、移動式クレーン、エレベータ、建設用リフト 変更検査申請書(様式第13号)は所轄労働基準監督署長 に提出
検査証交付		第9条		第59条		第143条		第177条		
検査証返還		第52条		第93条		第171条		第201条		クレーン、エレベータ、建設用リフト検査証再交付書換 申請書(様式第8号)は所轄労働基準監督署長に提出移 動式クレーン検査証再交付書換申請書(様式第22号)は 都道府県労働基準局長に提出
特別報告書		第23条								定格荷重制限を越えたとき
立解体等の作業 指揮者の選任		第33条 クレーンの組立解体				第153条 屋外に設置のエレベータ		第191条 建設用リフトの組立解体		
運転士免許者		第22条 吊上荷重5t 以上(クレー ン運転士)	第68条 吊上荷重5t以 上(移動式運 転士)							
玉掛技能 講習終了者		第221条 吊り上げ荷重が1t以上のクレーン・移動式クレーンの玉掛の業務								
運転の特別 教育修了者		第21条 1.吊上荷重が5t未満 2.吊上操作で運転者が荷の移動と ともに移動する型式のテルハ又 は5t以上の特殊テルハ								
玉掛業務の 特別教育の 修了者		第222条 吊上荷重が1t未満のクレーン 移動式クレーンの玉掛業務								クレーン等の吊上荷重が1t以上の場合が多いため技能講 習を修了することが望ましい
定期自 主検査	年回	第34条		第76条		第154条				
	月回	第35条		第77条		第155条		第192条		
	作業開始前点検	第36条		第78条		第155条		第193条		
暴風 地震後の点検	第37条				第156条		第194条		瞬間風速30m/secを超える嵐のあと点検し記録し保存(3 年間)のこと	
適用除外		吊上荷重0.5t未満				積載荷重0.25t未満 ガイドレールの高さ10m未満又は積載荷重0.25t未満				